

## ほう素等 3 項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて（素案）

### 1. 暫定排水基準の見直しについて

資料 1 - 4 で示した基本的考え方、平成 25 年 7 月 1 日から適用されている排水基準を定める省令の暫定排水基準及び府域の工場・事業場における排水実態を踏まえて、項目別、業種別の暫定排水基準の素案を表 3 - 1 ～ 3 - 3 に示す。

### 2. 暫定排水基準の適用期間について

省令の見直し後の暫定排水基準の適用期間が 3 年間とされたことから、今回の見直し後の上乗せ条例及び生活環境保全条例の暫定排水基準の適用期間も 3 年間とすることが考えられる。